

<企画課監査指導室>

1 平成18年度における障害保健福祉行政事務指導監査について

(1) 障害者自立支援法に基づく指導監査等について

障害者自立支援法に基づく指導監査については、同法に基づく制度の円滑かつ厳正な運用が求められており、当省としては同法に基づき都道府県並びに市町村を援助するため、自立支援指導官を設置することとしている。

また、別途市町村及び事業者に対する指導監査の実施についての「指導指針」等を定め通知することとしているので、都道府県においては、これらを参考に体制を整備し指導監査に当たられるようお願いしたい。

なお、障害者自立支援法に基づく制度の初年度であることから、指定事業者等に対する適切な情報の提供、新制度における事業の円滑な移行などに重点を置いた指導を出来る限り現地に行うとともに、制度の周知について特段のご配慮をお願いしたい。

(2) 支援費制度の指導監査等について

支援費制度並びに同制度における障害福祉施設の運営については、平成18年度から障害者自立支援法に基づく制度へ移行することとされているが、経過措置による施設等があることから、当該施設等に係る指導監査については、「障害福祉施設等に係る指導監査について」（平成15年3月28日障第0328016号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）並びに「指定居宅支援事業者等の指導監査について」（平成15年3月28日障第0328011号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）等を参考として、当分の間引き続き適正な指導監査の実施に努められたい。

また、市町村に対する指導についても、「支援費支給事務等の市町村の指導について」（平成15年3月28日障第0328014号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参考として、地方自治法に基づき定期的な指導の実施に努められたい。

なお、障害福祉施設等に関する指導監査においては、障害福祉施設等の利用者に対する虐待等の不祥事が発生している現状を鑑み、利用者に対する適切な処遇を確保し、関係法令・通知に基づく適正な執行を図る観点から特段のご配慮をお願いしたい。

(3) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

ア 基本方針

指導監査は、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」（昭和 50 年 8 月 13 日児発第 532 号の 2 厚生省児童家庭局長通知）及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」（昭和 48 年 10 月 31 日児企第 48 号厚生省児童家庭局企画課長通知）を踏まえて実施するとともに、「特別児童扶養手当等支給事務指導監査の実施について」（平成 12 年 6 月 21 日障第 488 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知の別紙「特別児童扶養手当等支給事務監査要綱」を参考として、適正な指導監査の実施に努められたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任（専決権付与等）している都道府県にあっては、監査マニュアルの作成、これらに関する研修を行うこと等により、監査担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施に努められたい。

イ 平成 18 年度指導監査の重点事項等

(ア) 特別児童扶養手当について

① 監査体制の確保

手当の支給事務等について、適切な組織体制、新任職員等に対する研修等が確保されるよう指導されたい。

② 適正な請求書受理事務

認定請求書の受理事務について、公的年金受給権の確認、関係機関等への照会、診断書、身体障害者手帳又は療育手帳の写の添付及び住民票の写・戸籍謄本等の確認を徹底するよう指導されたい。

③ 支給要件等の審査の徹底

支給要件の審査に当たり、生計維持関係については、戸籍及び住民票により確認し、所得状況については課税台帳等により確認することとし、また、障害程度の変動による手当額の改定に当たっては、診断書等の資料に基づき適正に処理されるよう指導されたい。

(イ) 特別障害者手当等について

① 適正な障害程度の認定

障害程度については、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」（昭和 60 年 12 月 28 日社更第 163 号厚生省社会局長通知）の別

紙「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準」を踏まえ、適切な認定を行うよう指導されたい。

② 適正な所得審査

所得額の把握については、税務担当部署との緊密な連携等によりの確に所得審査を行うよう指導されたい。

③ 現況調査等の徹底

受給資格について、社会福祉施設等への入所の有無、3か月を超える入院の状況、死亡等を的確に把握するため、市町村、福祉事務所等の関係機関と連絡を密にして、十分な調査確認が行われるよう指導するとともに、受給資格者の資格喪失に係る届出義務についても、周知徹底を図るよう指導されたい。

(4) 精神病院に対する実地指導について

精神病院に対する実地指導については、各都道府県及び各政令指定都市が実施されているところであるが、今年度、厚生労働省が行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係行政事務指導監査において精神病院に対する実地指導の検証を行った結果、入院者の処遇や法律上の諸手続等の重要事項について、指導が行われていない事例が認められ、また、指導後の改善も十分でない状況が見受けられたので、関係部局と連携の強化を図るとともに、平成10年3月3日各都道府県知事・各政令市長あて4部局長連名通知「精神病院に対する指導監督等の徹底について」等に基づき、指導方法に創意工夫を凝らし、適正かつ効果的な実地指導に努められたい。

2 平成18年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

(1) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査について

平成18年度都道府県に対して行う特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査の実施計画については、別紙1のとおりであるので、ご了解願いたい。

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係行政事務指導監査について

平成18年度の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係行政事務指導監査の

実施計画については、次のとおり重点事項を定め、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律及び結核予防法等関係行政事務指導監査と併せ、別紙2の実施計画により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

また、当該指導監査の際には、平成18年度においても、精神病院入院者の適正な医療及保護を図るため、引き続き、精神病院に対する実地指導の検証を行うこととしているので、指導監査が円滑に実施できるよう特段のご配慮をお願いしたい。

なお、障害者自立支援法の施行に伴い、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律が改正されたことから、関係事項の準備及び実施状況についても把握する予定としているのでご協力をお願いしたい。

(指導監査重点事項)

- ア 指定病院及び応急入院指定病院の指定基準の遵守状況
- イ 精神病院の実地指導及び実地審査状況
- ウ 措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況
- エ 精神医療審査会における退院請求・処遇改善請求の処理状況（処理期間等）
- オ 精神医療費の公費負担事務処理状況（公費負担の承認内容、レセプト等の審査点検等）
- カ 社会復帰施設の設置促進及び指導監査の状況
- キ 精神病院に対する実地指導等の検証

3 その他

平成17年度障害福祉施設等に係る指導監査の実施状況及び指定居宅支援事業者等の指導実施状況については、別途通知するので提出をお願いしたい。

(別紙1)

平成18年度特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査実施計画(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実施計画		長野県 (1)	青森県 滋賀県 (2)	千葉県 富山県 (2)		北海道 鳥取県 (2)	岡山県 (1)	福井県 奈良県 (2)	茨城県 京都府 (2)	広島県 沖縄県 (2)	高知県 熊本県 (2)	

(注) 上記計画については、都合により変更する場合がある。

平成18年度公衆衛生関係行政事務導監査実施計画
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係)

実施年月日	都道府県・指定都市・中核市・政令市・特別区	備考
各都道府県・指定都市ごとに実施日を定め別途通知	<p>(都道府県) [23]</p> <p>宮城県 茨城県 群馬県 埼玉県</p> <p>東京都 神奈川県 長野県 岐阜県</p> <p>静岡県 愛知県 滋賀県 大阪府</p> <p>兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県</p> <p>島根県 岡山県 香川県 福岡県</p> <p>佐賀県 長崎県 大分県</p>	<p>(注)</p> <p>1 対象都道府県・指定都市については、都合により変更する場合がある。</p>
	<p>(指定都市) [8]</p> <p>札幌市 さいたま市 横浜市 大阪市</p> <p>堺市 神戸市 広島市 北九州市</p>	
	<p>[合計 31]</p>	